

会 議 録

会 議 名	2024 年度第 2 回東浦町水道事業及び下水道事業審議会	
開 催 日 時	2024 年 11 月 5 日（火） 午後 6 時から午後 8 時まで	
開 催 場 所	東浦町役場本庁舎 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委員	千頭 聡委員（会長）、榎本 訓康委員（副会長） 城野 沙織委員、中山 奏雄委員、玉木 知恵委員、広瀬 元光委員、後藤 知西委員 （欠席委員 2 名）
	事務局	三宅建設部長、黒田建設部兼都市整備部技監、田中上下水 道課長、浅田課長補佐兼下水道工務係長、石井下水道業務 係長、竹内主査、唐鎌主事、村瀬技師、城平技師
議 題	下水道使用料の適正化について	
傍聴者の数	1 名	
審 議 内 容	1 議題 2 その他	
備 考		

審議内容

資料による説明後の質疑・意見等は以下のとおり。

【質疑・意見等】

○会長

議論に入る前に事務局から3つの使用料改定パターンを提示してもらったが、基本水量としていた1 m³から10 m³の単価設定について、それぞれ考え方が異なると思われるので、説明をしていただきたい。

●事務局

今回、全てのパターンで経費回収率 80%を達成できるような使用料体系であり、基本水量制廃止を前提とした使用料改定案であるため、1 m³から10 m³までの単価を大幅に上げた場合、小口使用者の負担が増大する。これらを考慮し、パターン1では各単価は30円の定額増であるが、1 m³から10 m³の単価は20円に設定しつつ経費回収率 80%を達成できるようにしている。他の2パターンも同様な考え方で単価設定をしている。

○会長

資料17ページにある水量区分ごとの件数と使用料改定パターンの件数が倍程度異なるのはなぜか。

●事務局

水道の検針が2か月に1回であるため、下水道使用料の1件の賦課が2か月分になっている。1か月単位にする場合は、2倍の件数にする必要がある。

○会長

今回の審議会では、新たな使用料体系を決める際の考え方として、定額や定率など使用料体系の改定パターンはどうするべきか、また使用者負担についてどう考えるべきかなどを議論していきたい。

先程の事務局からの説明で質疑や意見等があれば伺う。

○委員

基本使用料を950円に設定したことについて賛成である。現在の東浦町下水道事業の経営状況は、下水道使用料で充てるべき費用が賄えておらず、他会計から補填している。一般家庭で例えると給料で生活費等を賄えず、親族などにお金を貰っている状況である。このことから固定的な収入の増加が望ましいため、950円の設定で問題ないかと思われる。

○委員

下水道使用料収入が少なすぎることで東浦町下水道事業が経営破綻されても困るので、経費回収率 80%を達成し、公共下水道の機能が維持できるよう安定的な経営を継続すべき。

事務局からの使用料体系パターンを見ると使用者負担に違いがあるが、小口使用者に対して負担を増やすと少ない給料で生活している一般家庭が苦しくなるではと考え

る。大口使用者である事業者などは企業努力による経費削減ができると考えるので、小口使用者の負担を少なくできる使用料体系にしてもらいたい。

○委員

先ほどの意見と同様に大口使用者に負担を大きくしてもいいのではと考える。他自治体の使用料体系を見ても、現在の東浦町の使用料体系では、大口使用者の負担が少ない。事務局が提示した各パターンを見れば、どれも経費回収率 80%を達成できているので、小口使用者の負担が少ないパターンが望ましい。

○会長

補足として、現在の使用料体系では、他自治体と比べると大口使用者の負担が少ないので、他自治体との格差を無くしていくという意味も考えられる。

他に質疑や意見等はあるか。

○委員

一般家庭で下水道使用料について意識している人は少ないと思われる。一般家庭でも多く公共下水道を使用している所があるので、多く使用している使用者を中心に下水道使用料は取るべきだと考える。

○委員

どのパターンでも良いと思われるが、3つのパターンとも 10 m³から 11 m³になる時の単価の差が大きいのが気になるところである。

○委員

前回の審議会で東浦町の下水道普及率が令和 5 年度末時点で 86.7%であり、整備が概成しつつある状況、全国的な普及率の平均も 81.4%と 8 割を超えている。このことから、国からも新規整備事業を令和 8 年度で完成させるよう言われており、下水道の早期整備と速やかな接続を目指さなければならない。また、東浦町を含め多くの自治体で公共下水道を公営企業会計に適用しており、水道と同じく独立採算で経営していく必要がある。今後は、整備ではなく下水道施設の維持管理の時代に移行することとなる。

そういった中で、今年 1 月に起きた能登半島地震で下水道施設が使用できず、多くの人に多大なる影響を与えたことから、使い続けなければいけないインフラなのは明確となった。今後、持続可能な下水道にしていくためには、十分な下水道使用料を確保する必要があると考える。

○会長

各委員の意見から、大口使用者への負担と 1 m³から 10 m³の負担について考えていく必要がある。

水量区分ごとの件数について、0 m³が約 3,000 件とあるが空き家などと考えてよいのか。

●事務局

空き家もあるが、精算分や水道使用開始日から直近の検針日が短いことで水量が使

われなかった分も含まれている。

○会長

大口使用者については、事務局から大口使用者の水量変化に左右されやすいとの説明があった。大口使用者に頼りすぎると大型商業施設や製造業がコスト削減のための工程の見直し等で、使用水量を減少し、全体の下水道使用料収入が減ってしまう意味の説明でよかったか。

●事務局

そういった意味で間違いない。

○会長

ここからは、委員 1 人ずつに提示されたパターンから望ましいものを選んでもらいたいと思う。5 分程度考える時間を設けるので、その間に質疑や意見等があれば伺う。

●事務局

大口使用者についての補足で水量区分ごとの件数の 1,001 m³以上の内訳を見ると件数は年間で 44 件、施設数で見ると 8 件になるが、8 件中 5 件は一括請求している共用栓マンションである。

○会長

将来の人口の見通しについてはどうか。

●事務局

5 年以内は緩やかに接続人口が増える見込みである。現状は接続人口が増えても合計使用水量はそこまで増えていない。

○会長

他自治体で人口減少を踏まえて使用料体系を考えている場合もあるが、東浦町については、人口減少を考慮することは現状必要ないようである。

●事務局

5 年または 10 年に 1 回の経営戦略の見直しで、どのように人口動向などが変化しているのかは今後考慮する必要はある。

○委員

前回の審議会で段階的に経費回収率 80%に上げていく話もあったが、3つのパターンを見る限り 1 度で上げることとするのか。

●事務局

今回の使用料改定は 1 度で経費回収率 80%ベースに考える。そのため、全てのパターンで 80%を達成するような使用料体系にしている。

○会長

目指すべきは経費回収率 100%なので、第 1 段階として 80%としている。80%に達するまでに段階的に上げてしまうとシステムの改修費用が多く掛かるため避けた方がいいというのが事務局の考えだと思われる。

○会長

それでは各委員からどのパターンがよいか発言をしていただきたい。

○委員

パターン２とパターン３を組み合わせた使用料体系が良い。両パターンを比較すると単価の差が少ない。大口使用者の負担を少し大きくし、小口使用者の負担を少なくする使用料体系が望ましい。

○委員

先程の意見と同様で一般家庭の負担が大きくなると苦しくなるため、大口使用者へ負担してもらえるようなパターン３が良いと考える。

○委員

一般家庭の方はあまり下水道使用料を意識してないと感じている。対して、事業者などの大口使用者は、コロナ後で厳しい経営状況であると考えられるので、大口使用者の負担を大きくするのは良くないと感じる。それらを踏まえて、パターン２とパターン３を組み合わせた使用料体系が良いと思われるが、10 m³と11 m³の単価の差については気になるころではある。

○委員

パターン２がよいと考えるが、他の委員の意見からパターン２と３を上手く組み合わせ出来れば一番良いとも感じた。

○委員

パターン２が良いと思われる。東浦町は他自治体と比べて大口使用者だけではなく一般家庭での負担も少ない使用料体系になっているため、大口使用者だけに焦点を当てるのではなく、第２段階の際に大口使用者の負担を少し大きくすることを検討する上で、今回は一律に上げるという考え方もできると思う。

実際に使用料改定を実施し、値上げしていく上で、定率の改定の方が公共下水道の利用者に納得できる説明がしやすい。

○委員

パターン２が良い。理由としては、下水道を新規整備していた時代に過度な施設整備を抑制するため、汚水を多く排水する事業者から高い使用料設定で負担してもらっていた。現在は、新規の整備は一段落し、維持管理の時代になっているため、公共下水道の利用者全員が負担して下水道事業を支えていく必要があると考える。

東浦町の下水道使用料割合を見ると、大口使用者の割合が少ない。大口使用者に頼って負担を大きくしてしまうと下水道使用料収入の安定性に欠ける。おおよそ大口使用者は事業者であるので、将来的にもどうなるか分からないのが現状である。

また、今回、基本水量制を廃止する使用料体系を予定しているため、元々、10 m³までは基本使用料内であったことから、どうしても10 m³と11 m³の差は大きくなってしまう。

どのパターンも同様に 10 m³と 11 m³の差は大きいですが、バランスが取れており、10 m³までの単価も 10 円と比較的少額の増加で収まるパターン 2 が望ましい。

基本使用料と従量使用料の割合を見ても、4 割と 6 割で全国的な割合と比較しても、基本使用料が多くなる使用料体系なので、経営的にも安定するのではと思う。

○会長

事務局から説明のあった水量区分ごとの件数で大口使用者は共用栓のマンションがほとんどとのことだが、大メータの水量を戸数で割って単価をかけて下水道使用料を算出しているのか。

●事務局

共用栓マンションの算出に関して、本来であれば低い単価を使用して算出するはずであるが、従来下水道使用料算出で出しているため、改めて共用栓での算出方法で作成し、次回の審議会で提示する。

○会長

これまでの意見から、パターン 2 を基本としつつ、次回の審議会で再度提示された資料から 50l m³以上使用する大口使用者が今よりも割安になる場合、パターン 2 とパターン 3 を組み合わせた方向も含めて、使用料体系を決めていきたい。

また、次回に 10 m³と 11 m³の使用水量で下水道使用料がどれほど変わるかも提示してもらいたい。

次回の審議会では使用料改定案を決定しなければならない。最終的には町長へ答申を考えるため、付帯意見についても次回の審議会で議論していきたい。

最後に事務局から連絡事項はあるか。

●事務局

次回の審議会は 2025 年 1 月 21 日火曜日の午後 6 時からの開催とする。

○会長

以上で審議会を終了する。